

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊人安第65号

令和3年6月2日

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の公布について
(通達)

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第45号。以下「改正法」という。）が令和3年5月26日に公布され、一部の規定を除き、同年6月15日から施行されることとなった。

改正の趣旨、改正法の概要及び留意事項は、別添「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律等の公布について（通達）」（令和3年5月26日付け警察庁丙生企発第70号）に基づき運用するので事務処理上誤りのないようにされたい。

※ 警察庁通達「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律等の公布について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。